



うのも、今までから比較しますと「これまた大変速いスピードである、こういうこと」であります。

ところが、現在我が国が当面します財政状況というものを見てみますと、国債残高も、平成七年度第二次補正後は二百一十兆円を超えるというようない額な國債残高が見通されており、また公債の利払い率も、平成七年度一六・四%だ、こういいう数字が出ております。

かつて人勧の実施が見送られた年も実はあるわけでありまして、過去の歴史を振り返ってみますと、昭和五十七年には四・五八%の人事院の勧告に対してこれは完全に実施を見送った、また五十八年は六・四七%の勧告であったのが実施は一・〇三%、五十九年も六・四四%の勧告であったものが実施は三・三七%、こういうことであります。

むしろ財政状況からいえば、我が国の現状は当時よりもあるいはもっと厳しいかもしれない。また、経済の状況も、御案内のように大変な不況が続いているわけでありまして、一般の産業界、経済界はリストラに本当に懸命に取り組んでいる。そういう厳しい状況の中、財政事情あるいは経済の状況、そういう中で、人勧は〇・九%ということがありますけれども、これをいち早く完全実施といふことでこうして作業を着々と進めてきておられるわけであります。

そうした背景、人勧の重要性というのはもちろんよくわかるわけでありますし、またその早期完全実施というのは確かに基本的にはいいことだと思います。そういうふうに思うわけであります。そういうふうに思つたことを取り進められてまいりた政府としての認識あるいは背景といいましょうか、これは江藤総務庁長官の極めて卓越したリーダーシップというものもあるかというふうに思つたわけでありますけれども、ひとつの辺を長官にまずお話を賜りたい、このように思います。

○江藤國務大臣 この人勧制度というのは、もう御承知のように、労働権が制約されるわけですか、人事院という第三者機関で公平に勧告を願

う、政府はそれをやはり実施していく責任を片方では負うということでありまして、実を言いますと、八月一日に入事院の勧告を、〇・九%引き上げをいただきました。考え方によつては、せっかくの制度だからすぐに、それを受けたら直ちにやつていいではないかという意見もあります。あるいは今おっしゃるように、民間が不況のときに公務員だけはやっていいのかという意見もあります。

御案内のように、民間の企業五千社、それから事業所七千五百、百人以上の従業員のところを調べさせていただいた結果、大体、初任給の引き上げを見送ったものがその中で二二%、それから給与改定を、ベースアップを見送ったのは一一%。不況であるといながらもやはり従業員というものは、これは子供も育っていく住宅ローンも払う、いろいろな物入りの多いときでありますから、苦しい中にも職員の待遇改善等については民間も十分配慮されておるな、こういうこと等も実は考えながら、とにもかくにも大学生の就職率が極めて悪いなどという話もずっと聞いておつたわけですから、鋭意それらのことを注意しながら見守ってきたわけであります。民間の調査等もまとまりましたから、予算上は一・五%、その中の二回は〇・九%の引き上げ勧告でありますので、これは作戦的に時期を延ばすべきではないというふうに思つたわけであります。

ただ、これで済むことではありませんで、これは実施することが適當であろう、これらのものは作戦的に時期を延ばすべきではないといふことをさせていただいた。

そこで、去年は十月四日でしたが、今日は早目に処置をさせていただいた。ただ、これで済むことではありませんで、これは与えられた行政改革の問題やら、綱紀東正やら、あるいはまたもろもろの公務員としてのモラールを高めて、せっかく國家財政厳しいときには、わずかではありますけれども引き上げを政府が決断をしたという、この真意を公務員諸君が理解をいただいて、より一層職務に励まれるよう心から願つておるものであります。

○宮路委員 よくわかったわけであります、今長官からお話をありましたように、政府は、この

給与改定に関する取り扱いの閣議決定を行う際にいろいろとその中で述べていることがあるわけであります。

今お話をありました綱紀東正の問題あるいは行政改革の問題、行政の合理化の問題、能率化の問題、そういったことをいろいろとうたつてあるわけであります。閣議決定の中では「人事管理の適正化等行政の合理化、能率化を積極的に推進する」、人件費の要増を厳に抑制するためそういうことに取り組んでいくんだ、こういうことを言つております。

また、その日に官房長官の談話が出されまして、「公務員諸君は、今回の決定が以上のようないきにに基づくものであることを十分理解され、国民の信頼にこたえ、公務能率及び行政サービスの一層の向上を図る」というような、そういうことを期待する、そういう声明も出されておるわけであります。

ところが、御案内のように、今公務員をめぐる情勢、官官接待の問題が大変マスクミをにぎわせておる、あるいはまた、この間は会計検査院の皆さんの接待問題も国会でも取り上げられ、また某省の高級官僚といいましょうかの不祥事件もござりましたから、予算上は一・五%、その中の二回は〇・九%の引き上げ勧告でありますので、これを実施することが適當である、これらのものは作戦的に時期を延ばすべきではないといふことをさせていただいた。

ただ、これで済むことではありませんで、これは与えられた行政改革の問題やら、綱紀東正やら、あるいはまたもろもろの公務員としてのモラールを高めて、せっかく国家財政厳しいときには、わずかではありますけれども引き上げを政府が決断をしたという、この真意を公務員諸君が理解をいただいて、より一層職務に励まれるよう心から願つておるものであります。

が、大蔵省でいりますとこれは過去五代平均してそれらの人が一人どのくらい在任したかというとどうと調べてみたのですけれども、大蔵省の九州財務局長は、これはやや長くて一年八ヶ月、福岡国税局長は一年九ヶ月ですね、平均。それから、熊本国税局長は一年、鹿児島の財務所長、私ども時に行くのですが、これはすべて一年でこのところずっとときている。

それから、農水の関係は、農政局長一年四ヶ月、宮林局長一年九ヶ月、鹿児島食糧事務所長一年六ヶ月。あと郵政省の九州郵政局長は一年二ヶ月、運輸省の九州運輸局長一年三ヶ月、労働省の鹿児島労働基準局長一年七ヶ月、建設省の九州地建の局長が一年四ヶ月、通産省九州通産局長は一年二ヶ月といふことでございまして、一番長くしてくると、今度は辞任の辞令が来て辞任のあいさつに出かけていかなければならぬ、こういう状況であります。

それで、私も、これでは本当に、この人事といでから、就任してあいさつ回りに自分の管内へ行く、そうしてそろそろすると、少しは地理がわかつた、事情がわかつたかなということになると、建設省の鹿児島国道事務所長が二年五ヶ月です。あとほんまに二年弱。大きめに言えば一年そこまでみんな交代しているというのが実態なんですが、大蔵省でいりますとこれは過去五代平均してそれらの人が一人どのくらい在任したかといふとどうと調べてみたのですけれども、大蔵省の九州財務局長は、これはやや長くて一年八ヶ月、福岡国税局長は一年九ヶ月ですね、平均。それから、熊本国税局長は一年、鹿児島の財務所長、私ども時に行くのですが、これはすべて一年でこのところずっとときている。

それで、私どういうことになつてゐるかと思つて、各機関の出先の、私がかねて行く、そういうところの在任期間というのを調べてみたのですね。それで、私は、これが一体、地方ですと地方をずっととくまなくやり現地の事情を説明に行つたりいろいろなことをやつて、地方の行政機関の出先の方へもよく地元の皆さんと一緒に陳情に行つたり要請を行つたうのは一体、地方ですと地方をずっととくまなく回つてよく勉強するためにはこんな期間ではとても短過ぎる、これでよく行政ができるものだ、また非常に痛感いたしましたことは、地方の出先の皆さん方の長の在任期間というのが極めて短い、行なはれてゐるのじやないかなと常に思つてゐるのですが、当の本人に聞いてみても、その人たちに聞いてみても、自分たちも実は困つてゐる、本当はもっともっと長くして地方のことをしあかり勉強し、地方のお役に立ちたいという思いで赴任してくるのだけれども、短期間ですぐ帰されてしまふ、そして、自分たちも本当に面白ないと思つてゐる、そういう声を当の本人たちからも聞くわ

まして、行政の対象となる地域住民の皆さんは、一体何をしに九州まで、あるいは鹿児島まで来ているのかね、そういう不信の念をみんなが抱いている。まさに公務員のための人事であって、公務員組織のための人事であって、地方のための、国民のための人事ではない、こういうことは端的に言えるというふうに私は思うのです。国益よりも省益優先という言葉が一時はやりましたけれども、そういうことがここにあらわれている、その一端だ、こういうふうに思つておるわけです。

細かいことをいいますと、引っ越し料も、これは往復ですね、東京から鹿児島へ来る、鹿児島から東京まで、これは全部税金でやっているはずなんですよ。そうすると、先ほどの行政経費、行政経費といいますか、これも多分人件費に当たるといふうに思うのですが、こういったものの、人件費に当たらないのでしょうかね、いずれにしてしまって、行政経費のむだということにもこれは直結していくわけでありまして、そういう面からこれが大変な問題を抱えているというふうに思うのです。

そこで、これらの人事権は、各省庁の大臣に任命権限があることは私も承知しておりますけれども、しかし、これは各省庁がばらばらにやっていいがゆえにまたこういうことになつていて、やはり後しかりあるわけでありまして、やはり後しかりある面もあるわけですが、こうした実態をよくよく精査して、本当に行政サービスの向上を図る観点からどういった人事が適当であるかということをひとつ十分検討していくだけで、そういう統一的な方針のもとにやつていただき必要があるのじゃないか。

そうなると、これはやはり人事局というものがおり、各省庁が行う人事の総合調整という権限を持つておる総務庁の方でしつかりとした方針を打ち出していくたまくが私はいいのじゃないかな、こう思つております。特に江藤長官は宮崎の御出身でありますから、九州の代表であり、地方の代表であるわけでありますから、この時期をとらえて、何か

的確な方針というものを勇断を持ってひとつ打ち出していただくような、そういうことが必要ではないかな、こういうふうに考えるのですが、その点どうでありますか。

○江澤國務大臣 ただいまの御意見は、これは実感のそのまま伝わってくる話でありまして、こんにはどういうのと、さようならというのが一緒のあいさつになってしまふ。どんな頭のいい人でも、一年ぐらいでその任地の、土地の風土、習慣あるいは事情というものがわかるはずがない。

ですから、例えば建設省の所長たちがおりますが、県内の道路事情は私の方がはるかに詳しいと思っております。私の半分も知りはせぬ。それは一回りするのにそんなに簡単に行けるものではありませんし、それに経過もあればあるいは将来の展望もあるわけですから、そういうことをしつかりのみ込んで指導者としてやっていかなければならぬ者が次々にかわっていくというのは、私は、やはりこれは中央官庁の、いわゆる自分たちの都合による人事の異動であると思わざるを得ない。

これから地方の時代、地方分権と言われるときでありますから、しっかりと任地において根を生やし、思う存分働く場所を与えてこそ、公務員としての役割が私は果たせると思っております。

私の宮崎県に農林省から出向しておりましたある課長が、亡くなるまで名誉県民みたいな扱いを受けました。これはもう非常な優秀な人材でした。やはりそういう人材をつくることが中央と地方との関係をより密にし、また行政効率も上げるものだと思います。

もちろんおっしゃるように、人事のことにつきましては所管大臣がこれは所管することでありますが、総合調整官庁として総務省には人事局が仰せのようにあるわけでありますから、これは大事な問題として受けとめて今後十分検討させていただきたい、こう思っております。

○宮路委員 大変力強い御答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。ぜひそういう方針でお取り組みをいただきたいというふうに願うものであります。

次に、もう一つ人事に関連した問題を御質問させていただきたいのですが、これは国家公務員の皆さん、特に昔は上級職、今は一種と言っているようですが、その合格で入ってこられた公務員の皆さんの中の退職年齢が、ますます高齢化が進む中において一向に、それに合わせた対応ということではなくて、大変早過ぎる退職をずっと繰り返している。これはこの間の委員会で山元委員からも何か御指摘があったというふうに承っている。

もう既に六十歳定年制がほとんど定着をして、次は六十五歳定年制が導入必至だ、そういう状況であります。ところが公務員の皆さんには、これも組織による都合ということのようになりますが、組織の都合で五十歳前後で肩たたきをされて、どんどんと退職をしていくている。

私は、地方公務員はどうかなと思つて地方公務員を調べてみたのですが、地方公務員は六十歳定年であることは国と同じであります。法律上の定年は六十歳であります、では実態はどうなつているかといいますと、地方公務員は、幾ら幹部であつてもこれは五十八歳が一番若い。肩たたきをされて退職するのが五十八歳が一番若いというのが地方公務員の実態であります。ですから、国家公務員と地方公務員は、同じ公務員でもそれだけギャップがあるわけであります。

これも退職される公務員の皆さんがあいさつに来られるものですから、随分早いんだねということで聞いてみますと、そうなんです、私ももつともっと公務員として頑張りたかった。自分の能力が、まさに公務員として發揮するために難しい試験を受かって入ってきたのだ、それがまだ働き盛りの五十歳になるかなならないまで肩たたきされ、公務員でなくなってしまう。そして、いわゆる天下りみたいなことがそこに待ち受けておるわ

けであります。本人も決してこれはラッキーではありません。組織のために自分の能力の發揮の場を途中で放棄せざるを得ないということになっている。そして、やめた後はどこかに就職せざるを得ないわけでありますから、先ほど申し上げたような、いわゆる俗っぽい言葉で言えば天下りということになります。ことにどうしても向かっていかざるを得ない。十月十四日、ついこの間の新聞でも「天下り役員百九十七人」「銀行・証券リストラもどこ吹く風」こういう新聞記事が出ておりまして、銀行・証券会社の役員に天下りの役員が百九十七人おって、これは大変な数だ、民間がリストラしている中にあって、この天下りの数は一向にリストラの対象になっていない、減っていない、そういう記事が大きく出ておるわけであります。

特殊法人の整理統合をやつたりして行政改革をやるわけでありますが、そして、天下りもよくないうということでやるわけでありますけれども、今申し上げたような人事が繰り返されておったのは、幾らそういう行革をやろうとしてもそこにはおのずから限界があると私は思うのです。やはり、やめた後はどこかで働いてもらわなければならぬ。社会全体としてもその方が得であるわけでありますから、大いに能力を發揮してもらわなければならない。したがって、そういう点から考へると、働く場として天下りというか、そういうものが必要になつてくることはやむを得ないわけであります。

したがつて、公務員の皆さんはもつともうと本來の公務員として働いてもららうような、活動してもららうよう、そういう場というものを国家公務員として与える、また、そういう人事管理というのが私は大いにこれから求められていくのではないかなどと思ふ。

高齢化社会がますます進む中で、今度の人勧の中でもたしか、高齢化社会における公務員の再雇用の問題も指摘してあつたかといふうに思いました。そういふことを考へますと、今申し上げたような人事管理もまさに時代の流れに即応して大

いに見直し、そして改めていった方がいいのでは  
は思います。

ないか。短兵急にはなかなか事は進まないと思うのですが、だんだんとこういうことを取り進めていく努力をしていくべきだ、私はこう思うのですけれども、この点、これもまた総務局ということになりますから、ひつどいお考へか、お聞かせいただきたいと思います。

○江藤国務大臣 公務員の待遇について深い御感慮をいただいておるということを大変ありがたく思います。もう今は人生八十年の時代でありますから、「人生五十年下天のうちに比べれば夢幻の」と「となり」と言ったのが人生八十年になつたのですから、私は五十代、六十代というのは一番の働き盛りだ、こう思っています。

そういうこともありますので、これからそういう年金支給のいわゆる年齢引き上げとともにあわせて、あるいは今度は、なるべく小さな政府といふわけですから、小さな政府ではあるが機能は落さない、そういう行政機構をつくり上げるために、さらにさらにこれは検討を加え、私も今はちょうど就任して二カ月でありますて實でも見ぬてもそういうことを考えておりますが、なかなかいい知恵が浮かんできません。しかし、避けて通ることのできないこれは私は今日的課題だと思つておりますので、またいろいろ御意見等を賜りたいと思います。

ただ、御承知のように、やはり退職勵奨といふのは人事の停滞を生まないということと、それから、新卒の学生がどんどん出てくるわけでありますから、それらの就職の場所を広げるという役割が一方にはある。この調整をどうするかということが一番問題だと思います。

特に、いよいよこれから共済年金の支払いが六十歳から六十五歳にやがてなっていくわけでありますから、その間の生活を一体どうするのか、こういうことになると、やはり長年の準備に日々あれ

長谷の経験とか知識  
というものを生かして、何らかの形でそれらの人々が、正規の職員ではなくても、今まで培ってきた役所のそういう経験、知識というものを生かせるような方法は、そういう再雇用の方法はないのかということも、ただいま鋭意検討を加えておるところであります。

ちなみに、いろいろ調べてみましたら、六十一歳以上定年制をしておるというのが、民間で大体七・二%ぐらいですね。まだそれほど高くはない。しかし、これは地方はお互いに、九州あたりは役場をやめても自分のところで農業をやつたりあるいは仕事をしたりする場所がありますが、東京あたりで五十年代でやめてしまったら、この広い東京でなかなか自分の仕事をするわけにもいかなし、再就職についても大変な苦労をなさると私

は思ひます。

なったわけですけれども、国家公務員の人事管理は、特定の人々については人生五十年、そういう時代を脱却できていない、相変わらずそういう時代の慣行を踏襲しているということじゃないかと、いうふうに思います。地方公務員も、五十八歳までは幹部といえどもみんな働いておる。そういうことでありますので、ぜひ今長官のお話のあった方向でひとつ鋭意御検討を賜り、改善の手を施していくいただきたい、このよつに願つものであつた。

次に、給与改定の具体的な内容のことであつて、人事院の方にお伺いいたしたいと思います。

成、そういういた観点から首都圏の行政機関を地方へ移転するということを進めるということなのであります。しかし、それに伴って、例えば東京から大宮へ機関が移転した、その計画に従つて役所が移転した場合に、今まで東京都ですと一二%の手当がついておったものが、大宮へ行くと三%になる。そこで、一般的にはいわゆる異動保障というのがありまして、AならAさんという人が東京から大宮へ行つた場合は一二%の手当が三年間はつく

わけであつますが、その一般的な異動保章に附記

て、今度特別措置ということで、激変緩和措置という名のものに追加的にこうした特別の措置を講ずることにしてあるわけです。そして、異動保障がある三年後、毎年一%ずつ落としていく、最終的には十一年目になりますが、十一年目に三%に落としていく、こういうことなのです。

趣旨は、そうした政策的な観点からいわば強制的に役所が移っていくわけだから、それに伴っての職員の円滑な異動を確保する、それからまた、その移転先の役所における要員の確保を図るためにこの調整手当が必要なんだ、こういう趣旨でこれが設けられたというふうに書いてあるわけであります。

要員の確保ということでありますけれども、先ほどから申し上げておりますように、現在の不況下、公務員に対する志望、公務員希望というのは、物すごく高まってきておる、未曾有の高まりだと、いうふうに私は思うのです。みんな公務員になりたい、公務員になりたい。例えばⅢ種の試験も、本来は高校卒が受験する分野、こう言われておるもののが、大卒が殺到して高卒の方々が悲鳴を上げているというぐらいい、Ⅲ種についても高卒を押し

のけて大卒がどんどん押しかけていっている。それから今度は、一種の試験の競争率は、これもかつてない、史上最高ぐらいの、そういう公務員志望の高まりということであります。

また、私ども特に地方では、嫁さん探し、婿探し、仲人というのを結構頼まれるのでありますが、とにかく今女性の方からすると、公務員は肯

さんとして最高だ、もうみんな公務員に嫁に行きたい、公務員に嫁に行きたい、公務員に嫁に行きたい、公務員に嫁に行きたいという声を私も地方では特に聞くわけでありまして、公務員はみんなそういうことで高ねの花であります。そういうような状況が見られる。

一方、目下私どもは、サトウキビの価格の問題を一生懸命やっているわけであります。先週は今度は私の田舎のでん粉用の芋の価格の問題、これに一生懸命取り組んできている。とにかく、さ

ん分の本の面積らうは十、アニヤの面積は、黄

私たちも、役所を駆けずり回り、党の中でいろいろ議論をして、そして何とか、ガット・ウルグアイ・ラウンドがことしから始まつたという厳しい環境の中ですら、やつとこさそういう農産物価格据え置きなんですね。ところが、実質これはもう引き下げなんですね。実質は引き下げです、諸経費も上がつておりますから。据え置きを実現させたのがやつとこさであります。

ところが、公務員の皆さんは〇・九%でありますけれども完全実施、かつ定昇は定昇であるわけですよ、定期昇進早め。裁へべ今二年間も貯金を

「人間は死罪で我々が今一生懸命に筋張っている莘の価格やサトウキビからすると、これはもう全く雲泥の差だ、こう言つていいというふうに私は思うのです。

こうした中で、要員を確保し、あるいは職員の異動を円滑にするために、従来の異動保障に加えてさらにこうした特別な配慮をしていかなければ公務員の要員が確保できないのか、あるいは皆さんが大宮へ行きたがらないのか。どうも私はすとんと落ちないものを感じるわけがありますが、ど

「うううな背景なり事情があつたのか、その辺をまずお聞かせいたきたいと思います。」  
○弥富政府委員 お答えを申し上げます。  
ただいま委員が仰せられましたことは、私なりに非常によく理解をさせていただけるお話をあらわすと思います。ただいま仰せられましたように、

調整手当というものが低下するという場合には、これはやはり三年間の異動保障というものがお話をござります。

「こういう場合に、移転が特別の法律等に基づく  
移転でございますし、また閣議決定においても、  
ただいま申し上げましたように移転を円滑に行う  
ために必要な措置、これをとるということになつ  
ております場合につきましては、今委員の言われ  
ましたように、要員の確保を図るために特別の措  
置を講ずる必要があるというふうに認めたもので  
ござります。

としての総理大臣として行動して欲しい。そう相に言つてもらいたい」、こういうような報道されていてますし、また「法治国家としての品格疑問を持たれかねない。法律に基づいて淡々と運動してほしい」、こういう報道がされているわざります。

昨日の官邸の会合のやりとり等すべてを聞き取り、また本人の発言の真意、事実、そういうものを確認いたしました。なおかつその後、防衛省次官をして、官邸の古川副長官に確認をお願いし、また外務省の折田北米局長にも確認をいたしました。ただいま政務次官の方からも報告がありまして、北米局長、さらには官房副長官とも、官邸における宝珠山施設庁長官の発言において、今委員が御指摘のあったようなことは一切なかつた、こういうことであります。これが第一点であります。

もう一点は、防衛施設庁に戻りましてから、記者との懇談の席でそのような趣旨の発言をしたということになりますが、けさほど私は本人に、総理のことについてどういう発言をしたのかといふことも事情を聴取したわけであります。本人はいろいろと発言をしておりましたが、聞き取りの途次で実はこの内閣委員会が始まりましたのでこちらに出向いたわけでありますが、防衛長官から

いたしましては、事実の関係を詳細に調査した上で厳正に対処をしたい、かように考えております。

○野坂国務大臣　弘友さんにお答えいたします。

宝珠山長官の発言をめぐつてのお話でございま  
すが、私もけさ古川副長官を呼びまして、その経  
緯を詳しく聞きました。いわゆる頭が悪いとかば  
か者扱いというような発言はなかつたように承知

をいたしました。ただ、問題は、これから所轄庁の長官である防衛廳長官が任命権者でありますから、処理することであろうと思っております。

今、内閣としては、与野党ともに、日米安全保障条約の体制下にありますが、沖縄が返還されですから二十三年間、戦中戦後とともに沖縄県民は悲しみと苦しみと怒りに今日まで過ごしてきたという嚴然たる事実は、だれもが否定でき得ないと思ひます。

したがつて、その怒りを、どのようにしてこたえていくか。沖縄県民の気持ちというものを重大に受け止めて、政府としては全力を挙げて、沖縄

な体制下にあっても日米合同委員会のもとの専門家の会議等を開きながら、地位協定にかかる問題についても議論の真っ最中であります。

これが政府の方向としての努力をしておる姿  
ありますが、例えば、建前としては我々もよく  
知しておりますいわゆる勧告をし、命令をし、  
あるいは裁判にかけ、総理大臣が代理署名をする  
そういう法的な手続は十分承知をしております。  
しかし、それでは問題の解決は成らない、全力  
挙げて我々は話し合いで解決をしていかなければ  
ならぬ、これが政府方針であります。

したがって、それの方針と違った行動をする  
ということについては極めて遺憾に思つております。  
す。事實を調査の上、防衛庁長官がそれぞれの責  
置をされるものと期待しております。

○弘友委員　宝珠山長官につきましては、昨年九月九日にも沖縄で基地を視察した際、沖縄県は基地を受け入れて共存、共生すべきだ、こう

う発言をされて猛反発があつた、これに対しても謝をしたという経過がございます。今官房長官宣われたように、沖縄県民の今までの苦しみだと悲しみ、怒り、そういう気持ちをやはり考慮したこと

対応していかなければならないのじゃないかということで、今後調査をした上で対応される、こういうことでござりますので、この問題につきま

ては終わらたいと思いますが、また、官房長官、次の予定があるということで、ちょっとお聞きしたかったのですけれども、どうぞ退席していただ

きたいと願っています  
引き続きまして、今給与の法案がかかるついてい  
わけですが、私は、人事院勧告の完全実  
施、非常にこれについて賛成することはもちろろん

でござりますけれども、そうした前提となるのは、職員のモラルの問題だとか綱紀の問題だとか、そういう問題がやはりきちっとされていなければ

民の理解が得られないという、こういう問題がちると思うのですよ。

ゆる官接待、こういう実態が今非常に大きな、  
今と限らずですけれども、クローズアップされて  
いる。行政に対するやはり信頼とかこういう問題  
がきょうの法案の前提にならなければならないの  
じやないかなというふうに思うので、官宮接待の  
件につきましてちょっとお尋ねしたいと思いま  
す。

○江藤國務大臣 御案内のように、昭和五十四年の十一月に官房長会議で会議等の会食について、これを自粛するようについて申し合わせがありました。ところが、それがなかなか行われないで、さまざまなもの報道がなされるということはまことに残念なことでありますし、したがって、この際にひとつ内閣の方針をきちっとしておこうということとで、八月十五日の閣僚懇談会において、今後官直接待は行わないということを実は取り決めをいたしましたわけであります。

それを受けまして、事務次官会議、それから人

情報交換するのに多少いいのではないかとか、いろいろな、実態としてすぐやめられないとか、地方においても。いろいろなこれを擁護というか、現実的にはやめられないというような認識もあると思うのです。

ですけれども、今言われたように、昭和五十四年にこの問題に対する取り組みというあれば出ておりますけれども、官房長等の会議の申し合せというのが出ておりますが、その中においては「官公庁間接遇等の自粛について」、それには「官公庁間の接待及び贈答品の授受は行わないことはもとより、官公庁間の会議等における会食についても必要最小限度にとどめる。」こういう申し合せがされて、これが全省庁また全国の自治体に

も出されておるわけですね。  
ですから、これを見る限りにおいては、その接待というのはどこまでが接待でどこまでがあれだ

とかいう論議も今はありますけれども、これを見  
る限りにおいては、「官公庁間の接待」は行わな  
い、贈答品の授受も含めて「行わないことはもと  
より、一ですか?、そう、う婆妻」というのはまつり

ないということははっきりしておるわけです。そして会議なんかの会食についても必要最小限にとどめなさい、こう言っておるわけですから、今い

いろいろ問題になつておるというのは完璧に、どこまでがどうだというのじゃなくて、これはもう接待そのものなんですね。それがまた、こういう通

私は別に、余り細かい、重箱の隅をつつくよう  
知か出されているにもかかわらずそれが実施され  
ていないというか、当たり前のようになつてい  
る。

なことを言つておるわけじゃないのですけれども、根本的に三百億とか数百億が使われていいと、これはもう大変な問題ではなかろうかな。

ところが、ことしの八月十五日、自治省で出された「地方公共団体の行政運営及び予算執行の適正化について」という、通知というんですか、これは一般的な「土管法」七則三項にそろばん

れは「一般的な・社会的な批判を描く」とのないよう、厳に節度ある対応を図られたい。」云々とい

○江藤國務大臣 御案内のように、昭和五十四年十一月に官房長会議で会議等の会食について、これを自粛するようにという申し合わせがありました。ところが、それがなかなか行われないで、さまざま報道がなされるということはまことに残念なことであります。したがって、この際にひとつ内閣の方針をきちっとしておこうということとで、八月十五日の閣僚懇談会において、今後官邸接待は行わないということを実は取り決めをいたしましたわけであります。

それを受けまして、事務次官会議、それから人事担当者の会議において、これを周知徹底させるということで、ただいま臨んでおることとあります。私は、このことは官官だけではなくて官民も心すべきことだと思っております。

したがって、これはどう政治的な大きなわゆる課題にもなったことがありますから、ことしから私は格段に減っていくとは信じています。しかし、あくまでも官官接待の原資は国民の血のにじむような税金がもとであるということを公務員諸君は決して忘れないように、その原点に私は立ち至つたならば、官接待というのはおのずからこれが解決していくものであると思います。したがって、あくまでもこれは個々人のモラルの問題です。

それからもう一つは、例えば公共事業費において、工事雜費というのがあります。その中には事務経費もあれば会議費もあれば、あるいは食糧費というのもあります。これらの見直しも私はもう一つ厳しくやるべき必要があるのではないか。

いずれにしましても、閣議決定をして、閣僚懇談会で内閣として決定をしたことありますから、公務員の諸君はこれは拳々服膺して、そして厳しくみずから戒めて今後職務に励まれることを望んでおるところであります。

○弘友委員 ただいま総務厅長官から、官官接待は行わない、そういう取り決めをして通達を出した、このように言われたわけですね。いろいろ議論される中で、こういうことも必要悪だと、か

情報交換するのに多少いのではないかとか、いろいろな、実態としてすぐやめられないとか、地方においても。いろいろなこれを擁護というか、現実的にはやめられないというような認識もあると思うのです。

ですから、これを見る限りにおいては、その接待というのはどこまでが接待でどこまでがあれだとかいう論議も今はありますけれども、これを見ることより、「官公庁間の会議等における会食についても必要最小限度にとどめる。」こういう申し合わせがされて、これが全省庁また全国の自治体にも出されておるわけです。

ですから、これを見る限りにおいては、その接待というのはどこまでが接待でどこまでがあれだとかいう論議も今はありますけれども、これを見ることより、「官公庁間の接待」は行わない、贈答品の授受も含めて「行わないことはもとより、」ですから、そういう接待というものは行わないということははつきりしておるわけです。そして会議なんかの会食についても必要最小限にとどめなさい、こう言っておるわけですから、今いろいろ問題になっておるというのは完璧に、どこまでがどうだというのじゃなくて、これはもう接続そのものなんですね。それがまだ、こういう通知が出されているにもかかわらずそれが実施されていかないというか、当たり前のようになつてゐる。

私は別に、余り細かい、重箱の隅をつつくようなことを言つておるわけじゃないのですけれども、根本的に三百億とか數百億が使われていると、これはもう大変な問題ではなかろうかな。ところが、ことしの八月十五日、自治省で出された「地方公共団体の行政運営及び予算執行の適正化について」という、通知というんですから、これは一般的な「社会的な批判」を招くことのないよう、厳に節度ある対応を圖られるべきだ。」云々とい

う、何かこの、五十四年の接待は行わないということよりも何か後退したような印象を受けるんですけれども、そういうことはないんですかね、ちょっとと……。

○江藤國務大臣 五十四年の申し合わせは事務レベルのいわゆる申し合わせでありまして、今回は閣議の決定事項でありますから、その重みは私は全く違うものであると思っております。

○弘友委員 それで、先ほど長官も触れておられましたけれども、一つの例として取り上げたいんです。昭和三十八年に、地方自治法施行規則の一部を改正する省令というので、それまでは、昭和三十八年までは四十三節あった支出科目というのが二十八節に整理統合された。この結果どういうことが起つたかといいますと、地方自治体の経費の支出というのが非常に容易になつた。四十三節から二十八節ですから、この中身のチェックがその結果できにくくなつた。

例えば需用費の支出科目は、改正前は消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、そういうものなどで需用費、こうあつたのが、それを全部一緒ににして需用費、こうなつたわけですね。ですから、非常に支出がやりやすくなつて、また、その結果今まで問題が起つてきたわけですけれども、例えば旅費についても同じで、昭和三十八年以前は、改正前は費用弁償、普通旅費、特別旅費、これを旅費と、これに一緒くたにしている。それで、使用料及び賃借料についても、今までは自動車借り上げ料とか、燃料、損料とかいろいろなものがあつたのですけれども、それを一つにまとめた。こういうふうに、四十三あつたものを二十八に減らした。

こういうのは何か逆行しているような感じが、昭和三十八年のことですけれども、それがずっと続いている。こういうふうに改正されたというのはどういう意味でされたのか、自治省にお聞きしたいと思います。

○朝日説明員 昭和三十八年の地方自治法の改正でありますが、これは地方団体の財務制度を全面的に改めたわけでありまして、その際に、財務管理の効率、公正を確保するというために、例えば財務組織面では、出納長や収入役の職務権限を拡充いたしますと同時に、監査委員というものを市町村には必ず置く、あるいはその職務権限を拡充するとか、あるいは財務運営面でも決算規定の整備でありますとか、あるいは住民監査請求、住民訴訟制度を整備したところでありますと、御指摘の予算科目の改正もこの改正の一環として行われたものであります。

これは、ただいま申し上げましたような財務の組織面あるいは運営面の規定の整備によりまして、適正な予算執行の確保ということの措置を一方で図りながら、同時に、予算の規模あるいは編成、執行というものが大変に複雑化しております。その事務手続に多大の労費を要しているという状況にかんがみまして、予算科目について、節手続の簡素化、効率化を図るという趣旨で行われたものであります。

それで、もとより地方団体の予算執行につきましては、関係法規にのっとりまして適正に行なわれなければならないものでありますと、とりわけ食糧費につきましては経費の性質上から見まして特に適正な執行が要請されているというふうに考えておりまして、その執行に厳正を期す必要があるということです。私どもも先般の自治事務次官通知におきまして、改めてその点の徹底と必要な改善措置につきまして地方団体に対しても要請しておりますところであります。

○弘友委員 最後の方はちょっとわかりにくかったのですが、確かにその時点では規模とか予算、何というか、執行する上において複雑でありますわね、科目が多いというのは。だからそれを少なくしたんだということはわかるのですけれども、現実に今行われている問題というのはそこら辺が非常にあいまいになっている。また地方議会等とかのチェックも受けられないということからこういう問題が起こっているわけですから、ちょっと

最後の、これをもとに戻すというかそういう考え方があるかどうかということを自治省と、それからそういうものを含めて総務省長官、これを戻せばもうそれが違つてくるんだと思うんですけども、それについてお伺いをしたいというふうに思っております。

○江藤國務大臣 ただいま自治省が鋭意指導しておるところでありますと、これは会計処理にかかることがありますから自治省の方からお答えいただけます。

○朝日説明員 予算科目の見直しについてであります。ただいま申し上げましたように、この予算科目の改正につきましては、当時としてのさまざまな状況を踏まえた上で行つたものであります。今回御指摘ありますように、予算執行の適正化ということにつきましては、この予算科目といふことよりも、その執行に当たります立場の公務員として、こうした食糧費というものが公費によって賄われているということをどれだけ重く歓迎するかと思っております。

それと同時に、複雑になるからといってそれは変えないと、この予算科目の改定では、そしてそれはモラルの問題だということでは、このチェックを保証するためには、やはりきちっと、そういう煩雑になつたとしても、この問題は大きな問題でござりますので、ぜひともとに戻すようなことをしていただきたいというふうに思いますので、ひとつそれだけ申し述べまして終わりたいと思います。

○大木委員長 次に、石井啓一君。

○石井(啓)委員 新進党の石井啓一でございます。本日は、審議会等の運営に関しまして質問をさせていただきたいたいと存じます。

ただ、同時に、お話をも関連するかと思いますが、地方団体の行政の公正、能率を確保していくという意味におきましては、一面で、地方団体みずからの自己チェックシステムといいますかそうしたもの向上していく必要がありましょうし、また、より一層住民に向けての透明性を確保していくことが大変重要なことだと思っております。もとより議会の審議のチェックもありましょうが、そういう意味では、私ども特に監査機能の充実ということについて、今後どう具体的に考えていくのかということについていろいろと検討を始めているところであります。

こうした監査委員の機能というものを充実強化を図つて、あるいは現行でも、制度上では、政府の責任もあります。したがいまして、事務レベルの会議、事務レベルのいわゆる協議、それから日米構造協議等でも、アメリカからもそうしますと、平成六年六月二十四日付で「審議会等及び懇談会等行政運営上の会合の運営等に関する指針」これが「審議会等ガイドライン策定のための関係省局連絡会議申合せ」ということで出されます。まず、平成六年六月二十四日付で「審議会等及び懇談会等行政運営上の会合の運営等に関する指針」これが「審議会等ガイドライン策定のための背景及びこの指針の目的と趣旨をお述べいただきたいと存じます。

○江藤國務大臣 行政運営の透明化、あるいはまた公正化を図るというのは、これは国民に対する政府の責任もあります。したがいまして、事務レベルの会議、事務レベルのいわゆる協議、それから日米構造協議等でも、アメリカからもそうしますと、平成六年六月二十四日付で「審議会等及び懇談会等行政運営上の会合の運営等に関する指針」これが「審議会等ガイドライン策定のための背景及びこの指針の目的と趣旨をお述べいただきたいと存じます。



任務とする、所掌事務とする審議会が数の上では多うござりますけれども、行政処分とか紛糾処理とか不服審査等々の所掌事務につきましては、個人のプライバシーの保護等々の観点から、やはり一般的の、通常の制度、施策を調査審議する審議会とは別途の取り扱いをする必要がある、そういう考え方から仕分けをしたということをございます。

○石井(齊)委員 よくわかりました。

それでは、大臣先ほど御答弁されたとおり、今審議会等二百十九あるわけでありますけれども、そのうち今回の閣議決定対象外の審議会等は二十七あるわけでございますが、この二十七の審議会を閣議決定対象外にされた、どういうふうにこれを決めになつたのか御答弁いただきたいと思います。

○江藤国務大臣 先ほど申し上げましたように、個人のプライバシーにかかるものがあります。例えば水俣病の認定をどうするかということになりますと、これは社会的な問題でもあるし個人的な問題でもあります。あるいは土地収用等を協議するということになりますと、「これはまた私権にかかることがあります。あるいは検察官等の、副検事等の身分を審査するとなると、個人の身分にかかることがあります」と、このことを一般に公開したりすると、個人の人権を侵害したり、あるいはまたその他万般の支障が出てきますから、そういうものについては、慎重に検討した結果、二十七の審議会を適用除外にした、こういうことがあります。

○石井(齊)委員 そういたしますと、この閣議決定対象外とされた二十七の審議会というのは、これは専ら行政処分等を行う審議会というふうに考えてよろしいわけですね。

○江藤国務大臣 それは行政処分だけではあります。もちろん問題を審査するわけでありますから、個人の行政処分ですとかあるいはまたそれと類するものだけをやるということではなくて、施策その他のことをやる場合もそれは当然あるわ

○石井(啓)委員 先ほどの私が述べた、確認をしましたから、当初から閣議決定対象外とされたということは、その理屈からいきますと、これは専ら行政処分等を行う審議会であるから閣議決定対象外となるということになるのではないでしょうか。

○江藤國務大臣 そのとおりであります。そのとおりであります、その会議の中に施策等にかかるものが審議されることもあり得るということでありまして、主体的な業務は先ほど申し上げたとおりであります。

○石井(啓)委員 そういたしますと、閣議決定対象外の審議会においても政策、制度の審議を行ふ場合があり得るという御答弁でありました、そういう場合にも、先ほどの基本的な考え方からいたしますと、閣議決定対象外の審議会において政策、制度の審議を行ふ場合にはやはりこの閣議決定のルールに従うというのが筋かと思いますが、その点について確認をしたいと思います。

○江藤國務大臣 私が言つておりますのは、例えばこの人に對して恩給を支給すべきからざるかという審議をするときに、いわゆる恩給制度だけをとらえては、それでは審議の本当の公正さを保つことになりませんから、そういう国の施策等についてもその中で議論することはありますよう、こういうことを申し上げておるわけであります。

○石井(啓)委員 ちょっと政府委員の方から答弁してくれますか。

○鴨山政府委員 大臣がただいま御答弁になつたとおりでございますが、繰り返しになりますけれども、いわば行政処分、不服審査等々、あるいは試験、判定等々の特殊な任務を所掌事務とする審議会について一律に取り扱うわけにまいらないと

いうことで、そういう仕分けをしたわけでございまして、ただ、大臣が申されましたように、そうした審議会であっても、関連して制度にかかるような議論をされることは皆無ではないというふうに理解をいたしております。

○石井(啓)委員 だから、その関連する審議を行なう場合にはやはりこの閣議決定のルールを適用するというのが、先ほどの基本的な考え方からいきますとそうすべきであるというふうに私は思いますが、それども、そこら辺はどうなっているんでしょうか。

○鴨山政府委員 閣議決定の趣旨が審議会の運営の公正、透明性を確保するという観点で定めたものであるということは申し上げたとおりでござります。

そういう趣旨からいたしますと、適用対象外といふ仕分けをした、整理をした審議会が、本来の行政処分等々が中核の任務でありますけれども、仮に制度問題等について調査審議が行われるということがある場合に、その審議会のそうした調査審議について、一般論で申し上げますけれども、閣議決定の趣旨、考え方方に沿って、個別の案件に応じてではありますけれども、閣議決定の趣旨、目的に沿った透明性確保の対応が行われることが望ましいということは申し上げられると思います。

○石井(啓)委員 よくわかりました。

それでは、この閣議決定の内容についてもう少しあ伺いをしたいと思いますが、ここで、閣議決定の二番目で「審議会等の会長等の人選」ということで、一般的の審議会においては、「当該省庁の出身者又は現在当該省庁の顧問、参与等の職にある者は、原則として、これをその委員に任命しない。」などと規定されていますが、この規定は、いわばその審議会を所掌する役所の出身者には委員に任命しない、やむを得ず任命する場合でも

会長に任命しない、こういうふうに定められた理由を教えていただきたいと思います。

○江藤國務大臣 三百十九の審議会のメンバーをひもといてみると、ほとんど一〇〇%近く役所のOBが審議会の委員になっておる場合があるのです。あるいはまた、過半数なつておるところもあります。それではまるで役所の隠れみのではないかという批判があるのは、それは国会で議論されるのは当然でありますて、本当に審議会というのは、第三者の公平な意見を聞こう、広く国民の皆さんのお意のあるところを承ろうという審議会が役所のOBで占められるというのは、それはいかにも適切でないということからこのような実は方針を出したということであります。

○石井(啓)委員 役所の隠れみであるという批判にこたえるためということであろうかと思いますが、その中でも会長等に任命しないといふうに特に厳しく定められている理由はどういうことでしょうか。

○江藤國務大臣 例えば、米倅審議会の会長に農林省の事務次官経験者がなつたら、かつては食糧庁長官をやり、事務次官をやつたわけですから、自分がやってきたことを否定するようなことをできないのは、これは至極人間的なことでありますて、今度は反対側から見ますといふと、それは役所の代弁者になつたのではないかと、会長そのものが、そういう心ない誤解を招くおそれがありますから、そのOB、出身者は会長には任用をしない。同時にまた、特別の理由がない限りはしない。委員についても同じような考え方を持つていい、こう、こういうことにしたわけであります。

○石井(啓)委員 それでは、会長に任命しないというふうに徹底をされるのでしょうか。

○江藤國務大臣 開議決定が既になされたわけではありませんから、委員会の会長をお互いがこれは互選するという場合に、その趣旨を踏まえてOBを



は国会で行われている議論に対する批判、国会に對する挑戦であります。それから総理大臣についての批判は、先ほど官房長官が、内閣の方針と違うことをやるという、極めて遺憾だというふうに言われました。そのとおりですが、総理大臣についての発言も、大新聞が頭が悪いというふうに受け取るような発言をするすれば私が投票した総理大臣ではありませんけれども、国会で選任された行政の長であります、極めて不穏當。

任命権者である防衛庁長官にお聞きしたいのであります、事実を確かめるということでありますけれども、記者懇でしゃべった、記者に直接しゃべったことが報道された、事実無根のことが報道されている私は思いません。調査の上、事実であるならば私は直ちに罷免すべきだ、厳しい処断をすべきであるというふうに考えますが、防衛長官の御答弁をいただきたい。

○衛藤國務大臣 ただいま宝珠山施設長官が答弁いたしましたとおり、総理の頭を整理していただけた上で地方自治法の規定に従い云々、こういうような発言を記者懇でやったというようなことがあります、今委員御指摘のようなこと等々につきまして、任命権者である防衛庁長官といしまして、この事実を詳細に調査した上で厳正に対処いたします。

○松本(善)委員 宮内庁に伺いますが、先ほどの御報告では、憲法の条文にも触れて答弁をされましたが、憲法違反だということは認めて答弁されたと思いますが、一言その点を直接お答えいただきたいと思います。

○鑑音政府委員 憲法によりまして、皇室の財産の譲り受け、賜与につきましては国会の決議が必要となるということになつております。そして、そのすべてではございませんで、皇室経済法あるいは皇室経済法の施行法によりましてその限度額が決まつております。その額を超えたということが今回の場合でございます。

○松本(善)委員 もう一つ聞きたいのは、調査でありますか、アエラによりますと、テープカット

に皇族が出席した場合、「年輩の宮様なら六十万円」といわれ、「格下」の宮様を招いたところ、十萬、「二十万円ほど安く済んだ」ということが報道されました。そのとおりですが、総理大臣でも報された行政の長であります、極めて不穏當。

また、謝礼ということでは、毎年行われております日本顕彰会、日本吟劍詩舞振興会などの総会に皇族が出席していることなどの話も聞いております。この会は笹川良一氏の関係者が役員をしております。宮内庁の調査は、こういうところまで調査をした結果先ほどのような調査報告でありますか、その点を聞きたいと思います。

○鑑音政府委員 先ほど御報告をいたしましたのは、いわゆる宮杯と言われるものについてでございます。そのほかの点につきましては、先生ただいまおっしゃいましたようなことについては、具体的な金銭その他のことについては私どもは承知をいたしておりません。ただ、いわゆる記念品代あるいは実費弁償的なものがあるのではないかとうふうに思いますが、そういう実態については把握をしておらないということでございます。

○松本(善)委員 宮房長官に伺います。

これは憲法八条に基づくものであります、憲法八条違反は明白であると思ひます。皇族が憲法に違反する行為をしたことについて、官房長官、内閣などのように受けとめているかということ。

それから、これは宮内庁の先ほどの御報告によりましても二十四年前からなんですね。これを全く知らないかといったということが一体許されるのか。私は知らないかたでは済まないと思ひます。憲法を守らせる義務がある、それについては最終的に内閣にあります。その責任をどのようにとるのか、その責任をどう考えておられるか。二点について官房長官の御意見を、御答弁をいたただきた

れたものであることは事実であり、遺憾に思つておられます。さらに、その金員の内容については詳しく述べておきますし調査をいたしました。しかしお話を承っておりますし調査をいたしましたが、非常に長くなりますので概要を申し上げたいと思つております。

皇族方の御行動につきまして十分に補佐できなかつたことにつきましては、私自身まことに遺憾に思つております。今回の件については先ほど宮内庁から御説明があつたところでありまして、今後一度このようないないように、過去をさかのぼっても調査したわけでありますから、宮内庁について、私の方から強く指示を申し上げました。

ところで、先生がおっしゃつておる責任のとり方についてでござりますが、まことに遺憾であり、残念であり、申しわけないと思つておりますけれども、今後宮様方の御行動につきましては、宮内庁において十分、何といいますか、御行動に對して知られない部分もあるうと思ひますので、十分御注意をされるようなどいふことを申し上げております。責任は重大なものだと受けとめておるところでござります。

○松本(善)委員 宮房長官にもう一つ伺います。

坂本弁護士一家三人が残忍な狂氣の犠牲になりました、まことに痛ましいことでござります。坂本弁護士の御母堂さちよさんは、気持ちの平穀を取り戻すために、三人のお骨を守りながら、詩を書いたりして過ごしておられる。察するに余りあります。

二十二日には日本弁護士連合会、横浜弁護士会の合同葬儀が行われます。それを前にしまして、御質問の坂本弁護士一家の事件につきましては、発生直後から何らかの犯罪に巻き込まれたとは違います。坂本弁護士の御母堂さちよさんは、一連の犯罪は非常に卑劣な事件である、断じて許さることのできないものである、これが日本国民の声であろうと思っております。

○野坂国務大臣 お答えいたします。

松本議員のお気持ちと私の気持ちは、主義主張は違いますが、全く一緒であります。申しわけないと思つておりますが、オウム真理教にかかわる一連の犯罪は非常に卑劣な事件である、断じて許さることのできないものである、これが日本国民の声であろうと思っております。

○野坂国務大臣 お答えいたします。

御質問の坂本弁護士一家の事件につきましては、発生直後から何らかの犯罪に巻き込まれたとは違います。坂本弁護士の御母堂さちよさんは、一連の犯罪は非常に卑劣な事件である、断じて許さることのできないものである、これが日本国民の声であろうと思っております。

二十二日には日本弁護士連合会、横浜弁護士会の合同葬儀が行われます。それを前にしまして、御遺族の方々から見ればまことに長い年月であつたことを見つめました。そこで、その心情を察するときには、非常に残念であり無念であったということを当然私どもも考えらる問題であります。

さきの予算委員会において国家公安委員長からも答弁をされました。警察としては事件発生以来所要の捜査体制をとつてまいりました。一步一歩捜査を前進させて、ようやくにして五年間で検挙に至つたものである。いずれにいたしまして必要とされる国会の決議を経ないで譲り受けられたのか、この疑問が解明されることを強く期待

事件の徹底究明、解明と逃走被疑者の早期検挙に全力を尽くさなければならないと考えております

し、決意をしております。本当に長い間、おっしゃるように、家族の心情を思うときに涙しないものではないだろう、こういうふうに思つております。

○松本(善)委員 給与法に関する寒冷地手当の問題を聞きます。

寒冷地手当の見直し問題は、国家公務員だけの問題ではなくて、地方公務員、教員、公務員に準拠した農協職員、民間労働者、生活保護に至る広範な影響を与えるもの、我が国の六〇%に及ぶ地域に支給をされておりますが、この削減は地域経済に大きな打撃を与えますし、個人消費をますます冷え込ませるという不況対策にも逆行することになります。「これは人事院が昨年末以来この見直しを打ち出して、北海道、東北初め多くの国民や労働組合の反対で今回は削減を断念しましたが、人事院勧告ではその「水準及び支給方法を見直す」とされ、今後検討するとなっている。そして人事院総裁は、寒冷地手当の支給地と非支給地との間で以前ほど大きな差が見出しつくくなっているということを答弁しましたが、寒冷地手当はこれまで昭和二十四年から昭和六十三年までに九回改定されました。が、人事院総裁の答弁のように寒冷手当支給地と非支給地との生計費の格差を根拠にしたこととは一度もありませんでした。これまでの寒冷地手当の支給根拠を変えるものであり、制度の根幹にかかわる問題ではないか、これが一つ。それから、実際に生活は寒冷地の生計費が突然減ったわけでもありません。暖房費が大幅に減ったわけでもありません。これが減らされれば常に生活が難しいから、よい職員を誘致をするという趣旨も含めて立法されたものであります。これを、そういうことも考えてやるべきではない、

撤回すべきであると私は思います。人事院総裁の御答弁をいただきたいと思います。

○弥富政府委員 委員からその問題につきまして

たびたび御質問をいただいておるところでございますが、御承知のとおり、寒冷地手当と申しますのが、時日の経過に伴いまして、制度の趣旨とそ

れから実態とがだいまちよつと乖離をいたしております。

それはなぜかと申しますと、生活水準の向上に伴いまして生活様式の変化がございます。寒冷積雪によって増嵩する生計費につきましては、寒冷地手当の支給地と非支給地、この間に全然差がないとは申しませんが、現在支給されております手当ほど大きな差は見出せない状況でございます。

これは、例えは寒冷生計増嵩費につきましては、総務省の家計調査を初めといたしまして、各種資料に基づいて幅広い検討を行つており、その中で寒冷地の生活実態も十分に考慮に入れて検討を行つてゐるところでござります。また、寒冷地手当を支給されている公務員の割合と申しますのは全公務員の大体四分の一でございまして、結果局、七五%という公務員が支給されていないといふ給与分配上の均衡の問題もこれでござります。

そういう状況を踏まえまして、寒冷地手当につきましては、官民の支給状態、これも考慮しなければいけません。その水準や支給方法を見直す旨、今年度の人事院勧告の報告で言及をしたところでございまして、民間企業における類似手当、いろいろあると思いますが、その支給状況に関する調査に着手するなど、現地の実情等を十分に調査を進めているところでございます。

○松本(善)委員 それでは到底寒冷地の公務員の皆さんは納得しないと思います。

時間が来ましたので終わりたいのですが、最後に総務省長官に一問だけ聞かせていただきたいと

思います。

前にこの委員会で私は官官接待の問題で江藤長官にお聞きしまして、江藤長官は、これはやって

決まりたわけでありますから、ちゃんとそういう

申し合わせができたわけでありますから、これは

はならぬことだ、こういうふうに言わされました

けれども、私は、会計検査院が農水省の接待を受け

るというものは本当に異常事態だと思うのです。こ

れは、このまま放置をするわけに絶対いかない。

今までの政府の答弁では、十六年前の官房長会議の申し合せ、これを通知している、八年前の官房編纂の凍正についての開議決定、これらを守

るよう期待をしている、確信する、こういうふ

うに長官は言われるのですけれども、十六年前のもの、八年前のもの、これが守られてこなかったのですよ。これが現実なんです。そして、会計

検査院まで農水省の接待だ。それは中央省庁同士の接待もあるわけでしょう。これは、このまま前

のものを守れでは済まないと私は思うのです。

長官は、行政改革をおはやれる男だと言つて胸を張つておられます。これは、行政改革の初步

的な第一歩であります。断行すべきだ。新しい、

厳しい、官官接待をやめるということについての措置をとるべきだと思います。一言答弁をいたしました。

○江藤国務大臣 優秀な公務員が官官接待等での批判を浴びることは恥ずかしいことだと私は思

います。しかし、全部の公務員がそうではないと私は信じておるのであります。

○松本(善)委員 私は、日本共産党を代表して、

ただいま議題になつております一般職員給与の一部改正案に賛成、特別職員給与の一部改正案

及び防衛庁職員給与の一部改正案に反対の討論を行ひます。

一般職員給与の一部改正案は、人勧史上最低

の〇・九%という超低率ペア勧告をそのまま実施

しようとするもので、その水準は極めて不満であります。しかし、不十分ではあります、内容的に

には改善措置でありますので、賛成をいたしました。

○大木委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。松本善明君。

○松本(善)委員 私は、日本共産党を代表して、

ただいま議題になつております一般職員給与の一部改正案に賛成、特別職員給与の一部改正案

及び防衛庁職員給与の一部改正案に反対の討論を行ひます。

一般職員給与の一部改正案は、人勧史上最低

の〇・九%という超低率ペア勧告をそのまま実施

しようとするもので、その水準は極めて不満であります。しかし、不十分ではあります、内容的に

には改善措置でありますので、賛成をいたしました。

○大木委員長 次に、特別職員給与の一部改正案についてであります。

本案の対象者は、総理大臣を初め國務大臣、内閣法制局長官など、ほとんどが行政の特別の地位を有する者であります。その引き上げ額は、内閣

総理大臣が現行の月額二百二十三万四千円を二百

二十五万四千円に二万円引き上げ、國務大臣は百

六十三万円を百六十四万五千円に一万五千円、そ

れぞれ引き上げるものであります。引き上げ率が

たとえ一般職と同率とはいえ、現在でも高額な水

準にある給与を一層引き上げようとするものであ

ります。こうした高額給与者の引き上げは、これ

までにない深刻な不況で苦しむ国民の理解を得ら

れることを厳しく指摘をいたします。

最後に、防衛厅職員給与法の一部改正案であります。

村山内閣は、来年度予算の概算要求基準に見られるように、軍縮を言うのですけれども実際には軍拡を進めています。また、日米安保条約の堅持を表明し、安保再定義で日米共同作戦を全地球的規模へ拡大していくとするクリントン政権の世界戦略に全面的に協力をしております。このような日米軍事同盟の現状、憲法違反の自衛隊が対米従属の軍隊として危険な役割を増大していることを考えますと、自衛官及び防衛庁職員の給与引き上げを容認することはできないということを申し上げて、討論を終わります。

○大木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○大木委員長

これより採決に入ります。

○大木委員長 まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○大木委員長 [賛成者起立]  
起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○大木委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。たゞいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一お諮りいたします。

○大木委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。

任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大木委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十分散会





平成七年十月二十六日印刷

平成七年十月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E